

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公開番号】特開2012-198375(P2012-198375A)

【公開日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2012-042

【出願番号】特願2011-62307(P2011-62307)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 304 B

G 09 F 9/00 348 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気光学パネル部と、

互いに重なるように設けられた第1の可撓性基板及び第2の可撓性基板と、

前記第1の可撓性基板上に載置された第1のICチップと、前記第2の可撓性基板上に載置された第2のICチップとを備え、

前記第1のICチップ及び前記第2のICチップは、互いに重なるように設けられていることを特徴とする電気光学装置。

【請求項2】

前記第1及び第2のICチップは、それぞれ前記電気光学パネル部に駆動信号を供給する電気光学パネル駆動ICチップであり、

前記第1の可撓性基板と第2の可撓性基板との間であって、前記電気光学パネル駆動ICチップが配置される位置に、空気よりも高い熱伝導率を持った素材が充填されていることを特徴とする請求項1に記載の電気光学装置。

【請求項3】

前記第1及び第2のICチップを覆う放熱材が設けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の電気光学装置。

【請求項4】

互いに重なるように設けられた第3の可撓性基板及び第4の可撓性基板と、

前記第3の可撓性基板上に載置された第3のICチップと、前記第4の可撓性基板上に載置された第4のICチップとを備え、

前記第3のICチップ及び前記第4のICチップは、互いに重なるように設けられていことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の電気光学装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するため、本発明にかかる電気光学装置は、電気光学パネル部と、互いに重なるように設けられた第1の可撓性基板及び第2の可撓性基板と、前記第1の可撓性基板上に載置された第1のICチップと、前記第2の可撓性基板上に載置された第2のICチップとを備え、前記第1のICチップ及び前記第2のICチップは、互いに重なるように設けられている。

また、前記第1及び第2のICチップは、それぞれ前記電気光学パネル部に駆動信号を供給する電気光学パネル駆動ICチップであり、前記第1の可撓性基板と第2の可撓性基板との間であって、前記電気光学パネル駆動ICチップが配置される位置に、空気よりも高い熱伝導率を持った素材が充填されている。

また、前記第1及び第2のICチップを覆う放熱材が設けられている。

互いに重なるように設けられた第3の可撓性基板及び第4の可撓性基板と、前記第3の可撓性基板上に載置された第3のICチップと、前記第4の可撓性基板上に載置された第4のICチップとを備え、前記第3のICチップ及び前記第4のICチップは、互いに重なるように設けられている。